

広島県風俗環境浄化協会の指定

昭和60年3月14日
公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第39条第1項の規定により、広島県風俗環境浄化協会として次の法人を指定したので、風俗環境浄化協会に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 1 名称
社団法人 広島県防犯連合会
- 2 事務所の所在地
広島市中区基町9番42号

昭和63年8月15日
公安委員会告示第56号

「広島市中区基町9番42号」を「広島市中区宝町9番11号」に変更

平成3年8月27日
公安委員会告示第45号

「広島市中区宝町9番11号」を「広島市中区八丁堀12番15号」に変更

平成24年5月7日
公安委員会告示第38号

名称の「社団法人広島県防犯連合会」を「公益社団法人広島県防犯連合会」に変更